

神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱（令和2年4月17日制定。以下「要綱」という。）の規定に基づき、神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(申請期限)

第2条 要綱第6条に掲げる申請書の提出期日は、令和3年2月26日までとする。

(用語の定義)

第3条 用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 一次エネルギー消費量

次のいずれかの基準（以下「平成28年基準等」という。）に準拠して計算される、年間の一次エネルギー消費量（ただし、平成28年基準等に規定されている式からその他一次エネルギー消費量を除いて計算する。）

ア エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成28年経済産業省・国土交通省告示第1号による改正後のもの（以下「告示」という。））

イ 告示附則第2項の規定により、平成29年3月31日までの間なお従前の例によることができることとされた、エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく、建築物エネルギー消費性能基準（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）

(2) 基準一次エネルギー消費量

平成28年基準等に準拠して計算される、年間の基準一次エネルギー消費量（ただし、平成28年基準等に規定されている式からその他一次エネルギー消費量を除いて計算する。）

(3) 設計一次エネルギー消費量

平成28年基準等に準拠して計算される、年間の設計一次エネルギー消費量（ただし、平成28年基準等に規定されている式からその他一次エネルギー消費量を除いて計算する。）

(4) 既存住宅

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に定める住宅以外の住宅をいう。

(ZEHの要件)

第4条 要綱別表9の1(1)のZEHの要件は、次の各号に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 平成28年基準等に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率（ UA ）が $0.6W/m^2K$ 以下であること。
- (2) 平成28年基準等に準拠して計算される住宅の冷房期の平均日射熱取得率（ ηA ）が平成28年基準等の規定する基準値以下であること。
- (3) 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー発電設備が導入されていること。

- (4) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること。
- (5) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を含めて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上削減されていること。

(Z E H+の要件)

第5条 要綱別表9の1(2)のZ E H+の要件は、前条各号に掲げる全てを満たすことに加え、追加要素として次の各号に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から 25%以上削減されていること。
- (2) 次の3つの要素のうち2つ以上を満たすこと。

ア 更なる高断熱外皮

平成28年基準等に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率(UA)が $0.5\text{W}/\text{m}^2\text{K}$ 以下であること。

イ 高度エネルギーマネジメント

HEMSにより、太陽光発電システム等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。更に詳細の要件は、国が定める要件による。

ウ 電気自動車用の充電設備

太陽光発電システム等により発電した電力を電気自動車に充電することを可能とする設備、または電気自動車と住宅間で充放電することを可能とする設備を設置し、車庫等において使用を可能とすること。更に詳細の要件は、国が定める要件による。

(Z E H Orientedの要件)

第6条 要綱別表9の1(3)のZ E H Orientedの要件は、北側車線制限の対象となる用途地域(第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域)であって、敷地面積が 85m^2 未満である土地に建設されるものとする。ただし、第4条第1号、第2号及び第4号を満たすものとする。更に詳細の要件は、国が定める要件による。

附 則

この要領は、平成28年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月8日から施行する。